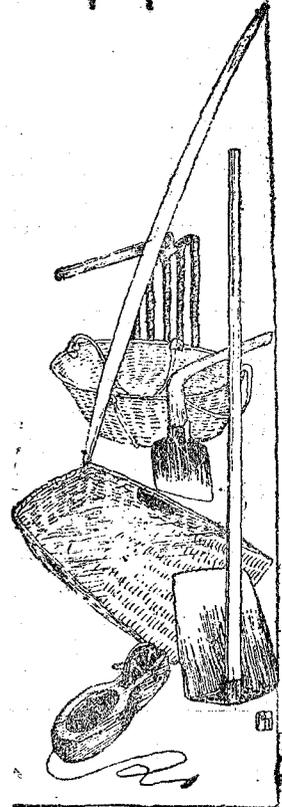


史料

沖繩縣の道路橋梁開通の沿革

沖繩に於ける昔時の道路改修は、首里を中心として國王の機式を舉行する地點、例へば支那の冊封使を迎ふる所並神社佛閣墓地等に參詣する所を主とし、各間切の公衙(番所今の町村役場)に通ずる道路を宿道として經營せしものなり。従つて史乘に現れたるは足利時代即ち享徳元年(西曆紀元千四百五十二年)に於ける尙金福王の時代明の冊封使を迎ふる爲めに、首里那覇間の道路を改修せしを以て嚆矢とす。

當時首里那覇の間には全通せる陸路なく、現時の崇元寺橋(當時は崇元寺橋なより濁原の四辻伊邊嘉麻と稱す近世に至るく安里と稱す)まで石境を築造し榕樹を植えありしと云ふ)に至る間は水運に依りしを、長虹堤築きて連絡せしめたり。



五六

遺老傳記に「首里那覇間、海水阻隔するあり、勅使責諭する毎に、船を集めて橋を架せり。

享徳元年、冊封使臨國の時、尙金福王、その往來の不便を恐れ、國相懷機に命じ長虹堤を築かしむ。懷機曰く「海深く波大、以て築造し難し、之れ人力の能くする所にあらず神威を籍らざるべからず」と即ち祭壇を設け祈願する事二夜三晝翌日より海水忽ち涸れ、海底出現す、仍て公卿大夫より士民に至る迄、長堤を築き石橋七座並安里橋に三座を設く、牧志安里間に在り、之を待衆橋と稱す云々」とあり。

球陽に泊前道の開鑿を記せり、曰く「寶永七年(西曆紀元千七百十年)尙貞王の時、泊邑海岸路なる往來不便なるを以て、政廳に具狀し、石を築き堤と爲し大路を通ず、云々と(此の大路は橋線路に)是れ亦崇元寺廟を設けられし爲に、寶永五年(西曆紀元千七百十年)當る

元千七百八十年に泊邑の中央より同寺の右邊に至る赤平路と稱する街路を閉塞して松林となせしに依る。

冊使封渡來の前には必ず道路橋梁、港灣等の改修を爲さしむるを常とせり。同書中天保九年(西曆紀元千八百三十八年)尙育王の條に「本國將に冊封の大典あらんとす、中山坊より新江一帶の

條路、久場川條路首里各所條路那覇府各條路必ず改修すべし云々」とあるに依りて之を知るべし。

又神社墓地等に通ずる道路開鑿の實例としては、天文十二年(西曆紀元千五百四十二年)に於ける辨ヶ岳に至る道路竝元和六年(西曆紀元千六百二十年)に於ける浦添城下に通ずる道路等を擧ぐべし。

而して此の如き公道には總て石を鋪き兩側には並木として稚松を植栽せしが如し(碑文記に依る)其他宜野灣村の普天間神宮に至る道路も國王參詣の爲めに改修し、松並木を植栽せられたり。

首里那覇間の現在道路は明治十七年に改修(七月起工、十一月十九日)せられたるものにして、以前は首里城を起點とし

て岳陵の背に依り字安里を貫き那覇に入りても今日の縣廳前を通過せず、那覇市場より左折し東町を經て通堂に達せしものなり。中山傳信錄に「王宮に至る先王廟(崇元寺)より兩折すれば、八幡橋と爲す更に東して岡を過ぐる事二里許(支那里定にて六町)差回橋(今の松川橋)亦茶名崎と名ずく、岡に上り東行、

萬松嶺と爲す、石路修整、岡麓起伏、松皆數圍道を夾て森立す、更に進めば萬歲嶺(觀音堂)と爲す更に進む事半里許り、坊碑あり中山と云ふ云々」とあり、以て百五十餘年前に於ける道路の状態を概見すべきなり。

◎ 道 路

沖繩の道路は、之れを宿道シユクミチ、脇道ハキミチ、原道ハラミチの三種に分れたり。宿道は各間切に在る番所(今の町村役場)に至る道路にて驛路の意なり。沖繩本島の東海岸を走るものを西宿と稱するが如きこれなり。脇道は本道に對する枝道の謂にして、今日の町村道に相當し原道は田島に通ずるものにて、今日の農道に相當するものなり。而して此れ等の宿道には特に兩側に相當餘地を設けて、並木を植栽せしめ、當該間切村に保管せしむ。

宿道の幅員は之を八尺と定め、兩側を各六尺宛並木敷地として道路に編入せられたり。脇道の幅員は五尺とし原道に關しては其の地勢に依り吏員の實地調査を經て隨時指定せらるゝものとせり。然れども宿道と雖も地勢に依り其の幅員を相當伸縮し得る除外例を設けられたり。

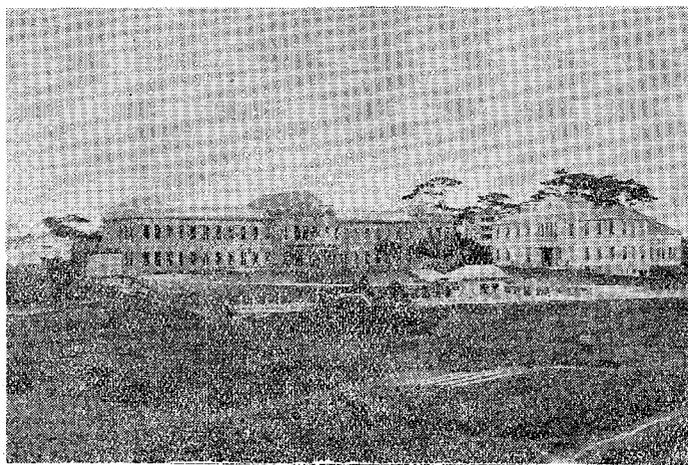
元文四年(西曆紀元千七百三十九年)御支配奉行より申渡條々に依れば

「諸在郷往通仕候大道は、廣さ八尺、脇道は五尺相定め候段、尾可申出事」とあり。

兼て書付を以て申渡置候、依之宿道左右は道漕より六尺づゝ相除、竿入置候間其分は相除、作職可仕候、尤六尺外松有之、田畑の障に相成候處は伐除植替候様可申渡候事、但大道の儀八尺以上又は八尺内に引入、八尺作直難成場所、且田の中より通置候處は其儘にして差通置其旨帳に可記置候事」とあり。

實地指定並道路改修の報告に付ては「宿道並村中の道又は原道の儀は、廣さ見分の上札相立て置候間、帳面に委細相記置來年二月中限に相直、首尾可申出事」とあり。

海岸に面したる道路には、潮垣と稱し、防風林を植栽せしめたり「海防潮垣の儀、諸木相茂不申は、大風之砌、潮吹上げ、作毛の爲相成不申候間、海方山野の儀別に



て相異なるものゝ如く、首里は平等所、平等學校、村學校、等にて之を取締り特別の法規を以て處理せられ那覇は親見

宿道の延長は首里を起點とし、島

尻に於ては麻文仁間切番所の四里餘を最遠距離とし、中頭にては與那城間切番所の七里餘國頭にては國頭間切番所の貳拾貳里餘とす。距離の測定は曲尺六尺五寸を一間とし、六十間を一町とし、三十六町を一里として之を爲せり。而して一里毎に一里塚を道傍に設置し、以て目標たらしむ。

沖 繩 縣 廳 並 議 事 堂

◎ 道路法規

(一) 都市

道路の取締は首里、那覇、久米、泊の如き都市と、島尻、中頭、國頭、久米島、宮古八重山等の郡部とに於

世、村學校、久米は明倫堂、泊は村學校にて各特設たる法規に依れり。而して都市郡部共一般法規と内法とに依りて取締を爲し、罰則は科金と科鞭との二種ありて、科鞭は専ら郡部に行はれたり。

内法に關しては其の起因及沿革詳ならざれども主として學事農務等を怠慢する者、又は風紀を紊亂する者等其行蹟の一般科律に觸れず、假令科律に觸るゝものと雖も、貢租公費の未納者の如き又は風水山抱護山、其他柚山の造林を盜伐する者及道路の取締に關する規定にして其の創制以後未だ百年を出でざるが如し。其處罰方法も時々集會協議の上、所犯の輕重を酌量し決定するものにして各地各其趣を異にせり。例へば首里に於ては、道路の掃除を怠りし者には一間に付五百文(現時の一錢)の料金を課し、那覇に於ては惡水を道路に流したる者を處罰し、泊にては路傍の生垣の入手を怠りし者を處置する等の如きこれなり。

首里

- 一 毎月朔望學校筆者並二歳(廿歳以上廿四歳以下)共輪番を以て村中道路巡回、不掃除の者は道路一間に付五百文の科金申付、村抱護山及嶽諸木植付等の節入費に支拂ふ。

那覇

史 料

- 一 風水所踏荒し、不掃除並惡水を道路に漏したる者。

泊

- 一 道路へ惡水を流し又は牛、馬、山羊を繋ぎたる者。
- 一 港川筋並溝渠へ石瓦塵芥投棄したる者。
- 一 毎月朔望、道路掃除、竹垣ツミ、石垣取除並道路損所修補塗へざる者。

尙當時の街路取締法並總横目と稱する警察吏の罰則等を見れば、各方面より道路の取締を爲したるが如きも、甲乙兩法全く同一なるものあり、或は大同小異のものありて、各自己の立場より制定したる取締り法規なるが如し。

街路取締法

- 一 街路に建物を設け、又は軒楹を出すを得ず日際は通行に差支へなき限り不問に附す
- 一 招牌は各自勝手に戸口に掲ぐるを妨げざるも物品乾燥臺の建設等突出することを得ず
- 一 居住者其家屋の地敷へ商品其他の物件を排列することを得ず、但通行に差支なき場所は默許せり
- 一 路傍に傘を張り商業を爲す者、通行に差支へなき部分は許可す
- 一 一時街路に於て荷造、木挽等を爲すことを許すも通行に差支へなきを要す

一 街路に樹木を植え井を設くるを得ず、但下水を穿ち、且大下水に蓋を爲し、又は橋を架し修繕を爲すは自由とす

一 牛馬其他の物件を道路に横へ通行を妨害するを禁ず（以上舊慣早見に依る）

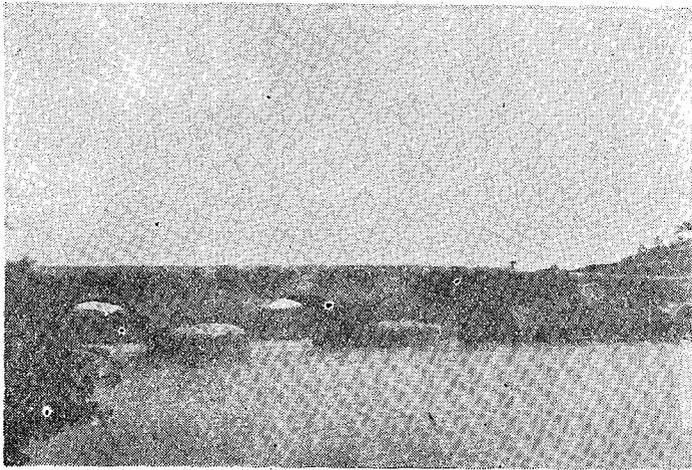
惣横目罰則

一 道路へ悪水を流し通行人の障相成候者は科松料三十貫文以下十貫文以上申付候事（科松料とは科金を徴して松を造林する事にして或は科金を徴せず何百本を植ゆる事を命ずる場合あり。三十貫文は今の六十錢）

一 街路へ薪木取散し商業候者右同斷
一 道路を掃除せざる者科松料五百文（十錢）申付候事

一 道路へ犬の糞有之時、犬飼主右同斷

一 門前又は道路に於て商賣致候者、科松料十貫文或は五貫文申付候事
一 道筋へ干物致候者右同斷



一 道筋へ馬繫ぎ置又は荷付馬を先に走らせ通行人の障に相成又馬の首に持主名面の札付無之者右同斷（惣横目日記に依る）

右の外首里那竊久米及泊の各村學校に於て取扱ふ事務の内道路取締に關する事項あり。

一 道路修繕及取締に關する事

毎月朔望区内巡回、道路破損の箇所は家主へ修繕せしめ又は道路掃除を怠り不潔に至らしめたる者は科金を申渡す。

（口） 郡 部

郡部に於ては道路の取締は地頭代を輔佐し、専ら間切番所の惣耕作當と村の耕作當とが之に任ずるものにして、惣耕作當の職務は田畑の耕作

道路堤防の修築水利の便否等を監視し及各村の耕作當を監督するものとす

す各村の職責は直接道路に關係すること多し。
耕作當の職務に左の事項あり。

一 道路橋梁、破損修繕入費多額にして間切中にて負擔に堪へ難き時は田地奉行へ具申すること

一 大風雨の時は、翌日地頭代同道、掟總耕作當召列、堤川面、田畑毛作損害の有無検査、田地方へ報告損所は村民へ修繕方指揮監督し田地方へ報告のこと

村掟の職務に左の事項あり

一 橋梁普請の時雜物並遣夫は地人中へ賦課、普請成就總入費は現錢を以て取立精算のこと

一 道路並堤、川面破損の節、大破にして修繕費村中にて、負擔に堪へざるときは早速總耕作へ申出のこと

一 大風雨のときは翌日地頭代、總耕作、耕作當、一同巡回、堤川面、田畑作毛等損害の有無検査のこと

中央に於ける田地奉行は、道路、橋梁、治水を管轄するものにして、常に郡部に令達し、或は報告を徴して之を監督す之等の諸工事も其の大小に依り個人にて爲す能はざるものは一村の力に依り、一村にて爲す能はざるものは、之を數ヶ間切に命令することあり、羽地川の治水を國頭各間切に、賦課せしが如きこれなり。

田地奉行は、毎年春秋二季各間切を巡回し、道路橋梁河川等に關する監督を爲すは勿論、農事及風俗を視察し且番所の諸帳簿を檢閲し、不行届の事實ある時は各主管の間切吏員

(地頭代以下掬) 對しては五貫文以上二十貫文迄の科松料を(庫理と云ふ) 村吏(耕作當山當村頭を云ふ) には五ツ以上二十迄の科鞭を課せり。而して其の處分は間切吏員又は村中の協議を以て、内法に依り執行するを常とすれども、事故によりては田地奉行直ちに之を處分する事あり。(田地方罰則に依る)

間切吏員の所轄内巡回は、定期及臨時に之を存す。定期巡回としては地頭代四季毎に各村を巡視し、規定の職務に就きて、惣耕作當、村耕作當、村掟等を監視し、不行届の者は之を兩總地頭に具申して處罰せり。

惣耕作當は毎月二回、村耕作當を引卒して、各村を巡視し、其狀況を地頭代に報告し、又村耕作當は毎月三回村内を巡視し毎月朔日を以て地頭代に報告せり。

臨時の巡回は、天災地變等のありし場合に之を爲し暴風雨の翌日の如きは地頭代を始め、惣耕作當、村耕作當等同行し、道路、橋梁、堤防、田畠、山林等を巡視し、其損害の狀況を各所轄上司に報告すると共に損害の箇所は直ちに修理を命じたり。(以上間切公事帳に依る)

尙之れに關する間切内法の一例を示せば左の如し。

島尻、中頭、國頭、

一 掟、耕作當に於て、道路、橋梁、田畑、土手印部等破損の場

合、修繕、申付方遅延したる者、右は科錢申付又は地所を引上の發意又は勸誘に依りて個人に於て費用を負擔し政廳より褒賜せらるゝ事あり、即ち或は士籍に列せしめ或は位階を賜りたり。

政廳の内規に依れば、平民にして十六萬貫文(今の三千二百圓)を公事の爲に出資する者は、假りに六萬貫文即ち今の六千四百圓の出資を爲せば、初めて譜代と稱し普通の平士に列せらる此事實は、球陽に散見するもの多し。

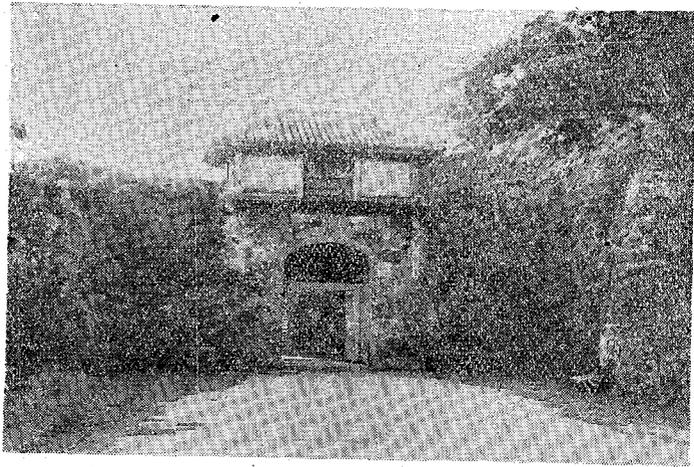
一 風雨の節、翌日には、各村耕作當、山當、手配を以て山林、田畑、川面等巡回し、損害の有無取調、耕作當、總山當へ届出すること若延引致し番所より催足に預りし時は、科金二十貫文申付。

久米島

一 共有溜井の堤防を破壊し、自己の田圃へ引水したる者、水道當巡回を怠り違背者、不穿索の行爲あるとき。右は五升以上一斗以下の利米申付

(八) 道路橋梁等の經費

道路橋梁河川等の營繕に關する費用に就ては、前項に於て叙述せし如く、工事の大小難易に依りて異個人の負擔に歸するものあり、或は數間切の協力に依りて經營するもの等あれども、所轄内の持地(土地)及人頭に賦課せらるゝを常とせり。中には各地の富豪



沖繩首里城正門

(二) 道路と風水説

風水とは支那傳來の陰陽説にして道路の開鑿、農村の移轉、墓所の築造、或は家屋の建築、山林の養生等に至る迄之を包含し、其影響する所頗る廣く、利害又相半するものあり。沖繩には風水山と稱するもの到る所

に存在し、之絶對の禁伐林にして、其地勢につき今日より見れば、水源涵養、防風林又は風致林に當るものにして、國土

保安的性質を帶び最も有効に利用されたる一例なり。又農村の移轉の如きも耕地に適する平坦の場所は之風水悪しとして、更に高地に之を移轉せしめし事あり。墓所も亦耕地に適する箇所は風水に關するとして許さず、殊更に巖石地を撰みて妨風水と爲せしは土地の利用上最も好き方面に利用されたる一例なり。之に反して道路は風水の爲却て悪用せられし場合少なからず、例へば直通近距離を以て開鑿するは風水上最も忌む所にして、殊更に紆余曲折せしめ、之を活龍の形狀としたり、之れ戰國時代に於ては或は國防上の必要より出でしものあるべしと雖も、近世迄風水説が累を爲し道路の改良を阻害したるやの觀あるは誠に遺憾とするところなり。

風水説の盛に唱導せられしは、支那系統の久米村民を以て最とし、且寛永五年(西曆紀元千七百八年)尙貞王のとき、蔡溫が存留官として、支那に滞在せしとき、政廳の命を奉じて、斯道の大家劉齊に就き、精しく地理(風水等)を學び、悉く其祕書と大羅經とを得て歸國せしより、倍々盛んに流行せしものにて、當時の爲政者たりし彼は經世眼を以て窺ろ多く之れを有利の方面に用ひたるも、後世の學者は徒に法に拘泥して禍根を残したるもの少からず。享保三年(西曆紀元千八百二年)那覇市場を擴張せんとせしとき、久米村は例の風水説を唱導

して政廳を苦しめたる例あり。以て其一斑を知るに足る。

(琉球史料六十七)

一 砂燒屋の義、市に被作候旨、表御方より被仰付趣、里主高里親雲上より承申候然者久米村の義、三十六性致見分、村所中遊は龍之體大瀨(地名)は球砂煙屋中瀨(地名)は遊魚の形取、要用なる風水に相掛候付從住古久米村へ被仰付置候處、繪圖等無之故那覇より右場所、屋敷組立の願、申上候付、康熙十二年惣役前城間親方、長史志多伯親方より委細風水の段、御訴申上、右繪圖に御印添、永に久米村格護被仰付置候、夫より江西名高風水見、林氏福洲へ被罷下居候段、惣役故名護親方承候に付右繪圖書寫させ、唐へ差登右風水見へ添削之爲に、見調部させ候付、彼被申に、宜風水にて候、尤龍球之義は水中有之故、活物之様に相成自然水に相離候ては、龍の形取の爲に差支申候、砂燒屋の義も、前後左右、潮の往來不仕候て、不叶事に候、然者砂燒屋大瀨の近邊、潮の出入仕候を專一の事にて、繪圖の通少も、不相置段傳承申候。

今般風水見神山親雲上、宮城通事親雲上相合見分仕候處、唐風水見被申候通、肝要成風水見にて候間市に相成候には、風水故障に相成候段右兩人より申出有之候、依之私共申談候處右場所市に相成候得者、其近邊地方相廣候積にて、本姿相破當所風水の故障に相成、何様の盛衰か致出候哉、當時の風水所は御當地

の御風水にも相係候哉と奉存候條、有成通幾重にも奉願候此旨 以て嚙矢とす、沖繩の石橋は所謂世に眼鏡橋と稱するものに

御披露奉願候以上

附別紙御印紙寫一枚、並屋敷組立

の願被召留候訟書一枚、被添差出

申候

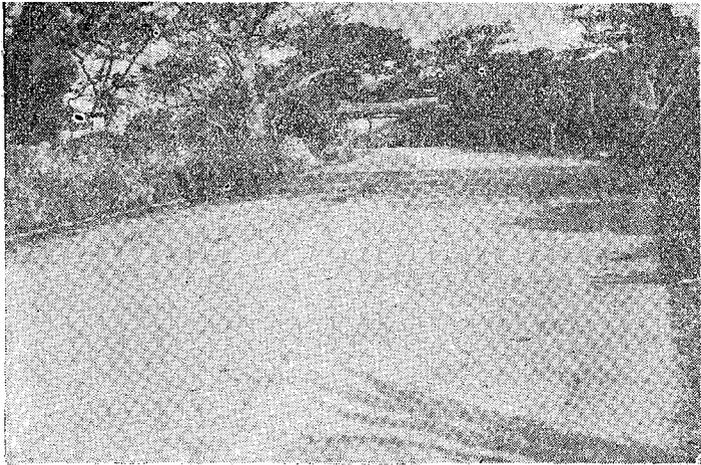
成年十月初日

諸大夫

◎ 橋 梁

橋梁も亦道路と同じく、必要なる機關なるを以て、其架設は首里を中心として、各郡に於ける宿道筋に及ぼしたるが如し。就中首里城との應接の必要上架したるもの及國王往來の道筋、冊封使送迎の道筋に當れる所は昔時より最も完備したるが如し。

史乘に現れたる架橋の初めは、道路の部に叙述したるが如く足利時代即ち享徳元年に於ける冊封使送迎の爲めに、首里那覇間の街道に長虹堤を築き、石橋七座、安里橋に三座を架設したるを



首里城禮門前舊大橋通

して、古式は其全圖を水底まで積立て最も堅牢なりしと云ふ。又寛正文明の頃(西曆紀元千四百六十年)に至りては橋の基部に潮切と稱する防水臺を設け(泉崎橋一例)欄干には彫刻を施したる石欄を設け益堅牢にして且雅致に富めるものとなれり。(崇元寺一例)其の後寛保三年(西曆紀元千七百四十年)に至りては蔡温等支那に學びて築橋の法を改め、高大宏莊を極めたりと云ふ。(蒲勢添理客橋一例)

球陽尙眞王の條に潮切の事を叙して曰く「板敷橋右より橋を架し往來を通ず。然れども洪水横流屢破壊す成化年間(寛正文明の頃)東風平村に國吉と云ふ者あり。偶々此地を過きて架橋の状態を目撃し、奉行尙龍徳(越來王子朝福)に告ぐるに防水臺を築くを以てす。龍徳深く喜び國吉に工を督せしむ。國吉始めて防水裏俗に潮切と稱する

ものを築き水災を防ぐ、是より敢て破壊せず國王之れを賞し、田畑十三石餘を賜ふ云々」とあり、現今那覇區の崇元寺石泉崎橋には此の潮切なるものを存す。

又同書に蔡溫の架橋工事に盡せることを記して曰く「寛保三年（西曆紀元千七百四十三年）に勢理客橋を改修す、是より先、寛保元年冬十二月雷雨大に降り、洪水汎濫甚し、石橋破壊を爲す、王深く之を憂ひ、特に紫巾官向弘烈（眞玉橋親方朝近）蔡待紀官毛景文（高良親雲上盛得）に命じ其橋を重修せしむ。景文即ち蔡法司に隨ひ、決水築橋の法を學ぶ、乃ち其地に往き、詳に地勢を察し橋の基趾を西北に移し支那の製に倣ひて之を築く、爾來破壞の惧なし云々」とあり現今浦添村勢理客橋これなり。

沖繩の架橋工事にして青史に見えたるは、尙金福王、足利時代（代）の時代に於けるものを以て嚆矢とするも、架橋の年代不明なるもの多く殊に首里附近のもの如きは實際の必要上既に其の以前に築造せられしもの多きが如し、沖繩の橋梁には概ね橋畔に其の工事に關して金石文と刻みて建てられたり、故に其の工事の狀況は之に依りて詳細に知ることを得、此の金石文及球陽等に依れば現存せる眞珠橋を始め安里橋、金城橋其の他首里を中心とする道宿筋に懸れる主なる橋梁十餘橋は享徳元年（西曆紀元一四五二年）より延享元年（西曆紀元一七四

四年）に至る間に新設又は改築せられたるものにして其の初めは木橋なりしも蔡溫等が架橋決水法の傳授を受けし以後即ち尙貞王（寛文九年）竝尙敬王（正徳三年）の時代に於て順次堅牢なる石橋之に代るに至りしものにして殊に尙貞王は架橋工事に盡瘁せる所最多し。

金石文及球陽等に記す所に依りて主なる橋梁架設の狀況を記せば左の如し

一眞珠橋 大永二年（西曆紀元千五百二十一年）尙眞王足利時代。

島尻後に眞玉橋と稱す、目的は首里城と豊見城との應援の爲めに築きしものにして、金石文の文字に依れば木橋なりしが如し五橋あり、石堤木橋中央を眞玉橋と云ひ南を世持橋北を世寄橋といふ、西二橋は橋名なし、享保三年（西曆紀元千七百十八年）尙敬王のとき石橋に改修石匠八千九百十八人工錢二萬四千九百七十貫文國頭、中頭、島尻方三十五間切夫八萬三千六百七十六人を要したり

一大平橋 慶長二年（西曆紀元千五百九十七年）

尙寧王 豊臣時代

中頭、石橋、尙寧王が、浦添に往來の爲め築造す

再築

一安里橋 年代不明

島尻、冊封使及國王那覇往來の爲め築造す、古より石梁にして

石の欄干寛文十年（西曆紀元千六百七十年）洪水の爲め破壊す
延寛五年（西曆紀元千六百七十七年）尙貞王のとき再修、日數
百三十日、石匠三千四百九人役夫二萬二千二百九十四人を要す。

一金城橋 年代不明

首里城下より、島尻に通ずる要路に當る。初め木橋なりしが、
延寶五年（西曆紀元千六百七十七年）尙貞王のとき石橋に改修
石匠千二百十八人、役夫一萬八千六百六十一人を要す。

一板敷橋 年代不明

島尻郡南風原道路に懸る、石基木橋なりしが元祿二年（西曆紀
元千六百八十九年）尙貞王のとき石橋に改修、石匠千二十三人
役夫三千七百三人を要す

一字平橋 年代不明

島尻、木橋なりしが元祿三年（西曆紀元千六百九十年）尙貞王
のとき石橋に改修、石匠六百七人、役夫八千八百七十三人を要
す

一勢理客橋 年代不明

中頭、往古より石橋屢々破壊せしも蔡温の架橋法を學びしより
堅牢のものとなる、元祿九年（西曆紀元千六百九十六年）尙貞
王のとき改修、石匠四千五百七十七人、役夫二萬四千二十九人、
石匠工賃鳩目錢一萬六千十二貫文、役夫賃金四萬八千五十貫文、
延享元年（西曆紀元千七百四十四年）尙敬王のとき蔡温等に依
り改修、石細工八千五百六十五人、工錢二萬三百二十二貫八百

九十七文、間切夫二萬七百八十一人、工錢二萬七百八十一貫二
百三十文、修橋官役の柴米錢九千四百二十二貫九百八十五文を
要す

一臨海橋 年代不明

那覇、大永、永祿の頃（西曆紀元千五百二十二年——千五百六
十六年）海賊防禦の爲め三重城と共に築く、板敷座あり。初め
木橋なりしを石橋に改めて堅石の欄を造り、爲に海門の壯觀た
りしが、今は無し、元祿九年（西曆紀元千六百九十六年）尙貞
王のとき改修、石匠四千五百七十九人鳩目錢一萬六千十二貫文
役夫二萬四千二十九人工錢四萬八千五十八貫文を要す

一石火矢橋 年代不明

島尻、豊見城下に在り、石礎木橋なりしが元祿十年（西曆紀元
千六百九十七年）尙貞王のとき、石橋に改修、石匠三千七百四
十四人、工錢鳩目錢一萬三千四百貫文、間切夫二萬七千九百九
人、同二萬七千九百九貫文を要す

一泊高橋 年代不明

那覇、木橋なりしが、元祿十三年（西曆紀元千七百零七年）尙貞王
のとき石橋、石欄に改修上細工五千八十六名五分五厘、工銀三
百五十六貫五十八文、間切夫一萬二千六百六十七名、三分三厘、
工銀二百四十三貫二百二十六文日用夫八千四百二十八名五分八
厘、工銀三百三十七貫百四十三文を要す
一庇謝橋 年代不明

中頭比謝橋とも稱す、木橋なりしが寶永元年（西曆紀元千七百四年）尙貞王のとき、石橋二座を築き、其北二座は未だ改修せず。享保二年（西曆紀元千七百十七年）尙敬王のとき木橋を再修す、細工二千七百四十三名工銀五貫二百一十一文七分、間切夫二萬七百十八名六分五厘、日用夫工銀三貫二百五十一文を要す享保十五年（西曆紀元千七百三十年）尙敬王のとき、更に石橋一座を重修し木橋二座を石橋に改む、石細工七千七百二十六人二分工錢一萬二千五百一貫二百文、諸費錢九千五百五貫七百文、故實二千二百六十九貫文飯米二十石二斗八合九勺を要す

一宮城橋 年代不明

鳥尻一座は木橋、一座は石橋なりしが享保十三年（西曆紀元千七百二十八年）尙敬王のとき二橋を雍塞し中央に石橋一座を設く、上細工千五百八十八人、一分五厘、錢二千五百四十一貫五十四文、人夫一萬五千九百五十二分六厘、錢一萬五千九百十五貫二百六十文、錢四百十九貫二百五十文、奉行並筆者故實、錢一萬千五百四貫二十一文、石代並諸雜物代、米四石二斗四升五合三勺五才、奉行並筆者飯米十四石一斗四升九勺九才、石細工一萬千五百八十八人一分五厘九毛賃を要す

一報得橋 年代不明

鳥尻、木橋なりしが享保十七年（西曆紀元千七百三十二年）尙敬王のとき二石橋に改築石匠四千六百八十四人夫一萬六百六十八名を要す

一美榮橋 享徳元年（西曆紀元千四百五十二年）尙金福王足利時代

那覇、享徳元年尙金福王のとき、長疋堤を築き、内二石橋七座を設けたりしが、其海漸く淺み遂に陸地となるに至り其橋五座を雍塞し、美榮橋となすと、然るに金石文には數百年前より橋三座を築きたり云々とあれば雍塞は必要に應じ爲せるものにて一時に雍塞せしにあらざるべし、置縣後更に改築

一牧港橋 年代不明

中頭、金昔文に往昔の世、石を築きて堤と爲し、木を架して橋と爲すとありしが、延享元年（西曆紀元千七百四十四年）尙敬王のとき石橋七座を築き堅牢を極む

◎橋梁に關する法規

橋梁の取締は、道路と同じく、都市と郡部とに區分して行はれ、都市には平等所村學校、新見世等の機關あり、郡部には間切番所等ありて、之を總理するには中央政廳なる田地奉行ありて、最も周到なる注意を拂はれたるが如し。

殊に橋梁は道路と稍其の趣きを異にし、支那の架橋法に學びて、石橋尤も發達し、且つ美的裝飾を施して一國の壯觀となせしを以て、其保護、管理、修繕等に至りても一層鄭重に取扱はれたるものなり。

首里の龍潭畔に在る世持那覇の崇元寺橋の石欄彫刻の下繪は沖繩に於ける古今一流の畫伯自了の手に依れりと云ふ。

橋梁の改築修繕等に於ても首里より那覇に至る重要なものに對しては、其費用を中央政廳より支出し、其の然らざるものは所轄地の負擔とせり、一地方のみの民力にて負擔すること能はざる大工事に對してのみ、政廳の手を煩はせしが如し。

一堤防、橋梁等の費用、堤防は民費、且つ首里より那覇への碇には、修補架換官費、且御在所の「は修補共、所造作の趣法候得共、火修、補、架替等民力及兼候節は多分官費にて候

一堤敷、道路、浦用、惡水路並郷中圍藏敷等の地所、從來取扱振は、堤敷、溝用、惡水路は稅無之候

金議集に依れば（延寶二年西曆紀元千六百七十四年——天和二年西曆紀元千六百八十三年）首里の上橋口、下橋口、天王寺後碇、及島小堀橋等の築造及修繕の費用は、工事の大小難易に依り、首里全體又は一局部に對し、支出を命令せられしが如し。

覺

上橋口 下橋口

右修補は南風、西平等へ被仰付可然哉と奉存候事

天王寺後橋

右修補は南風、西平等へ被仰付可然哉と奉存候事

島小堀橋

右橋此節新造に被仰付義候、入目も大耗有之べく候條、三平等

へ被仰可然哉と奉存候事

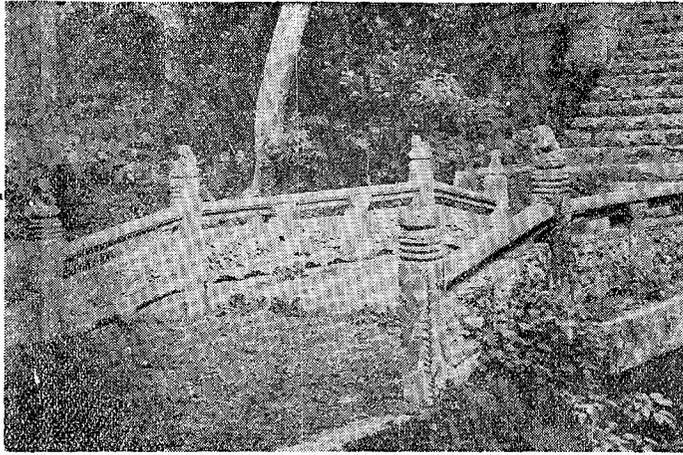
天保六年（西曆紀元千八百三十五年）田地奉行及取納奉行より申渡しの條々に河川、橋梁の破損を遲滞なく修理して那覇江に碇泥を流さるゝ事を注意せられし事あり。

川面並碇の損所、則々致修補不及大規模格護方入念那覇湊河面に相掛候所は猶以て入念、可被致下知方候自然大形の義共候は御沙汰の程も不輕管候條聊心得違被致間敷事

郡部橋梁の營繕費は、支出の通帳簿を作製して、村掟（役員）に渡し置き竣功の際總費用に對し各間切の賦課決定の上收支決算を爲し其の過不足に隨ひ拂戻又は支出を爲すものとせり、之等の事務取扱の爲めに夫地頭大捌庫理の内一人文子一人工事場へ出務せしむること、せり（間切工事に依る）

以上叙述せるが如き沿革を往々開通せる沖繩縣の道路橋梁も時代の推移と制度の整改とに依り幾多の改革を経て、舊態を其の儘存するものは甚だ少く、今や舊大路には電車往還し、那覇首里附近には道路四通八達して自動車其の他人車馬の交通頻りなり。然れども那覇港内には數隻の巨船絶ゆることなく、貨客の出入日に日に多きを加へんとし、未だ今日の道路港灣の狀況を以て満足する能はず、縣土木當局亦之が改良整備の急なるを認めそれが完成を期し畫策

意らざるが故に、其の面目を一新するに至るも遠からざるべし。思ふに時の歩みはすべてのものを決して現状に止まらしめず古



球 琉 首 里 圓 覺 寺 内 橋

往今來變遷を經來りたる琉球の風物は、尙更に幾變遷其の底止する所を知らざるべし。只獨り古き歴史の名残を留むる首里王宮の趾と山色風樹とは往時の情を訴ふるが如く

杖を曳く者をして俯仰徘徊措く能はざらしむ。(完)

行き悩む鐵道豫算

貴族院の硬論

改主建従か建主改従かと與黨三派の間に問題を投げた鐵道豫算も、兎も角枉りなりに下院を通過したのであつたが、元來三派要求の無理があるので又侯貴族院で問題の種に爲て居る、貴族院は大正十四年度に於ける要求は之を認むるが、同年度以降の繼續費は篤と考慮した上、大正十五年度豫算と同時に要求すれば可いのではないかと言ふのである。

貴族院の言ふ如く決定されたときは、政府の特別會計に屬する豫算は丸潰れと爲る譯である、此場合には既定の繼續費豫算が依然として存続するの否か又は否決されたものと觀るべきかは憲法上又は會計法上の大問題である、夫れは兎も角として、政府の方針はいつも、クラ／＼で改主建従であると最初は聲明したが、地方地盤の擁護に力むる政友會の反對に遭遇して色艶を附けたので鐵道經營の無方針を暴露し、廢止に決定して居た鐵道會議を存続することに方針を變更するやら無定見な極である。

下院の請願委員會の状況を觀ると選舉地盤への御土産に、猶も杓子も鐵道を敷設して貰ひ度いと請願するものばかりで、編輯子をして噴飯に堪へざらしむるものがある、議員諸公も今は昔の夫れと異り鐵道の夢を觀て居るときではない、諸公の敷設を要求する様な鐵道は自動車の發達に依つて鐵道の經濟的價値を失つて居ることに眼を醒さなければならぬ、貴院の諸公達も此點に着眼して從來の鐵道敷設方針を根本的に改造する爲に鐵道費豫算の返上に力めて貰ひ度い(たノ字)